明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**二一）　一

〔規　則〕

○人事院規則二―一（人事院会議及びその手続）の一部を改正する人事院規則（**人事院**二―一―一）　二

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（**金融庁**四二）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**九一）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**九二）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一四〇）　三
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**三四三）　四
○道路に関する件（**東北地方整備局**四四～四六）　四
○道路に関する件（**関東地方整備局**一二九～一三一）　五
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**四五、四六）　五

〔国会事項〕

〔人事異動〕

人事院　警察庁　財務省　六

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項　七

特定漁港漁場整備事業計画変更書（直轄：糸満地区）の公表について（農林水産省）　七

関東地方整備局公示（関東地方整備局）

法　務　八

公証人任免（法務省）　八

〔公　告〕

諸事項　八

官庁

監査法人処分、有権者申出方、鉱業法第一四二条の規定関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他

省令

○文部科学省令第二十一号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月十日

文部科学大臣　永岡　桂子

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部を改正する省令

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（休業補償を行わない場合） **第一条**　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「令」という。）第四条ただし書の文部科学省令で定める場合は、懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。 ［号を削る。］	（休業補償を行わない場合） **第一条**　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「令」という。）第四条ただし書の文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 二　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。